

被災者生活再建支援制度の概要

目次 対象となる自然災害／支援金の支給額／支援金の申請・支給／支援金の申請期間／
支援金支給決定の取消しと返還請求／本制度の実施機関／支援金支給の仕組み

1 対象となる自然災害

暴風、豪雨、豪雪、洪水、高潮、地震、津波、噴火などの自然現象によって住宅に被害があった場合を対象にしています。

ただし、この制度が適用になるには、被害の大きさが法律で決められていて、適用になるかどうかについては、都道府県からお知らせ（公示）があります。

2 支援金の支給額

支援金の支給額は、以下の2つの支援金の合計額となります。

- ① 住宅の被害程度に応じて支給する支援金（基礎支援金）
- ② 住宅の再建方法に応じて支給する支援金（加算支援金）

（ 単位：万円 ）

区 分		基礎支援金	加算支援金	計
		住宅の被害程度	住宅の再建方法	
		①	②	
複数世帯 （世帯の 構成員 が複数）	全壊世帯	100	建設・購入 200	300
			補修 100	200
			賃借 50	150
	大規模半壊 世 帯	50	建設・購入 200	250
			補修 100	150
			賃借 50	100
単数世帯 （世帯の 構成員 が単数）	全壊世帯	75	建設・購入 150	225
			補修 75	150
			賃借 37.5	112.5
	大規模半壊 世 帯	37.5	建設・購入 150	187.5
			補修 75	112.5
			賃借 37.5	75

3 支援金の申請・支給

次の要領で申請書を作成し、必要書類を添えて、地元の市町村役場に提出して下さい。

(1) 住宅の被害程度の確認

この制度の対象となる住宅の被害の程度は、「全壊」か「大規模半壊」に限られています。

地元市町村の判定によって、住宅の被害の程度は『り災証明書』に記載されていますので、「全壊」か「大規模半壊」に該当しているかを確認して下さい。

【 注意事項 】

- 住宅が「半壊」または「大規模半壊」のり災証明を受け、あるいは住宅の敷地に被害が生じるなどして、そのままにしておくと非常に危険であったり、修理するにはあまりにも高い経費がかかるため、これらの住宅を解体した場合には、「全壊」として扱われます。

(2) 住民票の取得

- ① 申請は世帯主が行うことが原則ですが、諸般の事情を考慮し、困難であれば他の方が「世帯主に準じる者」として申請することもできます。
- ② この制度では、世帯の構成員が、複数か単数かで支援金の額が違います。住民票はそのことを証明する書類です。

(3) 申請書の作成

「被災者生活再建支援金支給申請書」(別紙様式第7号)に必要な事項を記入して下さい。

【 注意事項 】

- 「支給番号」の枠内は記入しないで下さい(2回目以降の申請では記入)。
- 「Ⅲ 世帯主の支援金の振込先口座を記入して下さい」の欄は上下2段となっていますが、下段は振込先がゆうちょ銀行である場合に記入して下さい。
- 「Ⅳ 住宅の被害状況を○で囲んで下さい」の中の「長期避難」に該当する場合は特殊な取り扱いになりますので、地元市町村役場に相談して下さい。
- V(1)は**基礎支援金**を申請する欄です。該当する金額を○で囲み、申請額を記入してください。

- V (2) は**加算支援金**を申請する欄です。該当する金額を○で囲み、申請額を記入して下さい。この3つの欄については、将来的に住居をどのような形で再建するのか、それに対応する申請額を記入いただくものです。
- ・「建設・購入」は1戸建ての家屋を新築したり、マンションの1室を購入する場合。
- ・「補修」はこの度の災害で被害に遭った住宅を修繕して引き続き生活する場合。
- ・「賃借」はアパートやマンションの1室を借りて生活しようとする場合。

【 制度解説 】「加算支援金」の申請と支給について

「2 支援金の支給額」のところで、複数世帯と単数世帯別に支給額の一覧表を掲げました。ご覧のように、加算支援金は住宅の再建方法別に支給金額が異なっております。申請者はどの方法で住宅の再建を図るかを決め、それに応じて支援金を申請されることとなりますが、実際には、被災直後は一時的にアパートを借り、その後諸般の事情を考慮して住宅を新築するか購入するか、また、被災家屋を修繕して引き続き住むことにするかを決めるケースも多いと思われます。このような事情も考慮し、新制度では、これら3つの選択肢のうち、2つ以上該当する場合は、基礎支援金にいずれか支援金額の高い方の加算支援金を加えることとしております（法第3条第3項）。

被災後どこに住まいを求めて将来的にはどのような形で住宅の再建をされるかは、被災者の皆様が個々に判断され対処される問題ではありますが、この制度においては、次のようなルールを定めています。

それは、1回目の選択に従って既に支援金を受給し、後日、2回目の別の選択による支援金を申請する場合は、1回目の受給済額との差額を申請することとなります。

(例) 1回目で賃借50万円で申請・受給し、2回目に建設で申請すると、差額の150万円が支給されます。

【 制度解説 】「被災者生活再建支援金支給申請書」(別紙様式第7号)の
Vについて

※「受給済(B)」の欄に「大規模半壊」の50万円と37.5万円が記載されているのは、この「別紙様式第7号」は2回目の申請にも使用するため、1回目の申請で「大規模半壊」の50万円か37.5万円のどちらかを受給済みである場合にそれを○で囲んでもらうためのものです。

- ・ 例えば、当初「大規模半壊」と認定された世帯が基礎支援金の50万円を受給し、その後事情によりその住宅を解体した場合に、2回目の申請で「解体(半壊・敷地被害)」を、つまり「全壊扱い」の100万円を申請して、受給済みの50万円を差し引いた50万円を受給するケースもありますので、このような表となっております。
- ・ 逆に、「全壊」、「解体(半壊・敷地被害)」、「長期避難」のいずれも「全壊扱い」となるケースを1回目で申請した場合は、2回目の申請となるような新しい状況は考えられませんので、斜線で欄を消しております。

※「受給済(D)」の欄に「賃貸住宅(※公営住宅入居者除く)」の50万円と37.5万円が記載されているのは、1回目の申請で「賃貸住宅(※公営住宅入居者除く)」の50万円か37.5万円のどちらかを受給済みである場合にそれを○で囲んでもらうためのものです。

- ・ 例えば、被災当初「賃貸住宅(※公営住宅入居者除く)」に入居された世帯が加算支援金の50万円を受給し、その後の将来設計として住宅を新築される場合に、2回目の申請で「建設・購入」の200万円を申請して、受給済みの50万円を差し引いた150万円を受給するケースもありますので、このような表となっております。
- ・ 逆に、「建設・購入」、「補修」のどちらかのケースを1回目で申請した場合は、加算支援金の申請を終えていますので、斜線で欄を消しております。

(4) 必要書類の用意

- ① 「り災証明書」(市町村が発行)
- ② 「半壊」または「大規模半壊」のり災証明を受け、あるいは住宅の敷地に被害が生じるなどして、そのままにしておくとは非常に危険であったり、修理するにはあまりにも高い経費がかかるため、これらの住宅を解体した場合には、そのことを証明する「解体証明書」(市町村が発行)及び「滅失登記簿謄本」(申請者が用意)
 - ※ 敷地被害による解体の場合は、上記に加えて、敷地被害を証明する書類(宅地の応急危険度判定結果、敷地の修復工事の契約書など)が必要です。
- ③ 「住民票」または「外国人登録済証明書」(市町村が発行)
- ④ 預金通帳の写し(銀行名「支店名」・ゆうちょ銀行、預金種目、口座番号、世帯主本人名義「フリガナ名」の記載があるもの)(申請者が用意)
- ⑤ 「加算支援金」を同時に申請される場合は、今後お住まいをどのようにされるのか(住宅の建設・購入、補修または賃借)に応じ、そのことを確認できる契約書等の写し

		全 壊			大規模 半 壊	
		半壊 解体	敷地被害 解 体			
基礎支援金	① り災証明書	○	○	○	○	
	②	解体証明書		○	○	
		滅失登記簿謄本		○	○	
		敷地被害証明書類			○	
	③	住民票(外国人登録済証明書)	○	○	○	○
④	預金通帳の写し	○	○	○	○	
加算支援金	⑤ 契約書等の写し	○	○	○	○	

(5) 地元市町村役場への申請

申請書に必要書類を添えて地元市町村役場に申請して下さい。

(6) 支援金の支給

申請書は、地元市町村役場から都道府県を經由して、財団法人都道府県会館被災者生活再建支援基金部（被災者生活再建支援法人）に郵送され、本法人において申請書の内容の審査を行い支給金額を決定し、指定された金融機関等の口座に支援金を振り込みます。

※ 単身世帯の方が支給を受ける前（申請後の場合も含まれます。）に亡くなられた場合は、支給されません（支援金は相続の対象となりません。）。

4 支援金の申請期間

区 分	基礎支援金	加算支援金
申請期間	災害のあった日から13ヶ月の間	災害のあった日から37ヶ月の間

5 支援金支給決定の取消しと返還請求

本法人は、世帯主が支援金を不正に受領した場合は、支援金の支給決定を取り消し、返還請求を行うことがあります。

その場合、本法人は、支援金の受領の日から納付の日までの日数に応じて、当該支援金について年10.95%の割合で計算した**加算金**を請求させていただくとともに、納期日までに納付されない場合には、納期日の翌日から納付の日までの日数に応じ、未納額について年10.95%の割合で計算した**延滞金**を請求いたします。

6 本制度の実施機関

支援金の支給事務を行う法人として、財団法人都道府県会館が、平成11年2月8日付で、被災者生活再建支援法人として国から指定されました。

また、全都道府県から支援金の支給事務の委託を受けておりますので、支援法人が支援金の支給関係事務を行います。

7 支援金支給の仕組み

被災世帯に支給される支援金は、47都道府県から被災者生活再建支援法人（財団法人都道府県会館）への拠出金と拠出金に係る運用益及び国からの補助金を原資としております。

